

相続・贈与税顧問 平成 27 年マイナンバー対応版(Ver.H27.30)の予定

平成 27 年分の相続税関係の一部の帳票に相続人のマイナンバーを記載する欄が追加され、様式が変更されました。この帳票変更に対応した「相続・贈与税顧問 平成 27 年マイナンバー対応版 (Ver.H27.30)」のリリース予定についてご連絡します。

このプログラムは、平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 発行プログラム | 4. バージョンアップ後の確認事項 |
| 2. マイナンバー制度の概要と帳票の変更点 | 5. フォルダーの構成 |
| 3. システムの対応内容 (予定) | |

1. 発行プログラム**1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象**

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H27.30	Ver.H27.10/H27.20/H27.21/H27.2.e1

- ・ CD-ROM には、次のセットアッププログラムも収録されています。(プロダクト ID 不要)
相続・贈与税顧問 Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20、Ver.H26.30
- ・ 対象データは、平成 27 年版 (Ver.H27.1/H27.2) および平成 26 年版 (Ver.H26.1/Ver.H26.2/Ver.H26.3) で処理した案件データです。平成 26 年版の案件データは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・ 財産評価顧問 (Ver.H27.1) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。

1-2. リリース時期 (予定)

提供方法	送品・公開日時
CD 送品開始 (予定)	2016 年 6 月 9 日 (木)
マイページからのダウンロード公開 (予定) ※1	2016 年 5 月 26 日 (木) 9 時
TabisLand 公開 (予定) ※2	2016 年 5 月 26 日 (木) 9 時

※1. 保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

※2. TabisLand のダウンロードページからもプログラムのダウンロードが可能です。セットアップ時に H27.30 のプロダクト ID が必要です。

1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクト ID

Ver.H27.30 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

期限付きプロダクト ID : 175517-026546-620387-560323

1-4. サポート終了の案内表示について

2017 年 3 月末のサポート終了に伴い、相続・贈与税のセットアップランチャー画面より、サポート終了の案内を表示するように対応します。

2. マイナンバー制度の概要と帳票の変更点

2-1. マイナンバー制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成 27 年 10 月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されました。

■ 個人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。個人番号は「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。個人番号の利用範囲は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されています。

■ 法人番号について

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書が届きます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

■ 税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

記載対象		一般的な場合の提出時期
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) 平成28年11月1日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月1日から3月15日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出する個人番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

《参考》国税庁のホームページ

- ◆記載時期等、国税の番号制度に関する情報につきましてはこちらをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm>
- ◆申告書、申請書様式に関する事前の情報提供分につきましてはこちらをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/index.htm>

■ 本人の確認方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、個人番号が記載された申請書や届出書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

また、税理士が顧問先や依頼者の代理人として個人番号が記載された申請書や届出書などを税務署等へ提出する際には、原則として、①「代理権確認書類」として税務代理権限証書、②「代理人の身元確認書類」として税理士証票等、③「本人の個人番号確認書類」として本人の個人番号カード等の3つの書類の提示等により行われることとなります。

■ 安全管理について

個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

組織的安全管理措置	組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等の事案に対する体制整備などの措置
人的安全管理措置	個人番号を取扱う事務所および担当者の監督及び教育、従業員への定期的な研修、特定個人情報などについての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むなどの措置
物理的安全管理措置	特定個人情報の取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体などの廃棄についてなどの措置
技術的安全管理措置	情報システムへのアクセス制御、ユーザーID及びパスワード等によるアクセス者の識別と認証、ファイアウォール設定等による外部からの不正アクセスなどの防止及び外部送信の際のデータ暗号化やパスワードなどの措置

2-2. 帳票の変更点

相続税関係の次の帳票に「個人番号又は法人番号」の記載欄が追加されました。平成28年1月以後に提出する場合に使用します。

帳票	様式の変更内容
第1表の付表1	<p>納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相続人等に関する事項」に「(3)個人番号又は法人番号」欄が追加、以降の項目番号のずれ <p>※第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括遺贈者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入します。</p> <p>平成27年12月31日以前の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についてこの第1表の付表1を提出する場合で、「3 相続人等の代表者の指定」欄において代表者を指定しないときは、<u>この欄を記入する必要はありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「税務署整理欄」が追加

帳票	様式の変更内容
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者氏名の下に「番号」欄が追加 ・「税務署整理欄」に「番号確認」欄等が追加

3. システムの主な対応内容（予定）

相続人のマイナンバー入力・印刷に対応します。対応帳票は次のとおりです。

変更帳票	変更内容
第1表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> ・「（平成28年1月1日以降提出用）」の様式に変更します。 ・個人番号又は法人番号の出力が不要な場合は、「個人番号の印刷」設定で「印刷しない（空白）」を選択して印刷してください。（相続開始日や代表者の指定有無によるプログラムの判定対応はありません）
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・「（平成28年1月以降提出用）」の様式に変更します。

※被相続人については、関係する帳票に変更がないため、マイナンバーの入力等の対応はありません。

※平成27年分の申告において、マイナンバーを記載するのは上記帳票類のみです。

■個人情報登録 個人番号・法人番号の入力項目の追加

- ・ [個人情報登録] の「コード」欄の右横に、「個人番号」入力欄を追加します。
- ・ 番号入力後、入力項目からフォーカスを移動するときに番号の整合性チェックを行います。入力した桁数が12桁の場合は「個人番号」、13桁の場合は「法人番号」として整合性チェックを行い、番号が正しくない場合はメッセージを表示します。

※マイナンバーパスワードの設定（後述）を行っていない場合は「個人番号」欄は表示されません。

個人情報登録画面 ※イメージ図

法人番号を入力する場合は「個人番号」入力欄へ法人番号（13桁）を入力してください。

■第1表の付表1について

マイナンバーに関連する申告帳票の入力画面には、個人番号や法人番号の入力欄はありません（機密保持のため）。

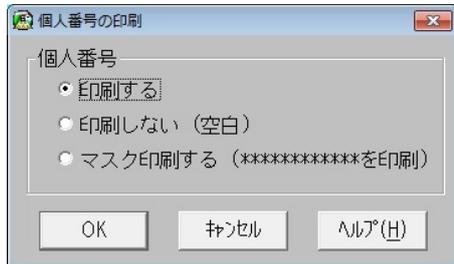
「第1表の付表1」の「3 相続人等の代表者の指定」で代表者を指定して、「5 相続人等に関する事項」に「個人番号」などを印刷する場合は、記載する人が、今回の申告の相続人でない場合であっても、[個人情報登録]に登録して、個人番号などを入力してください。

※財産評価顧問 Ver.H27.1 では [個人情報登録画面] に「個人番号」の入力項目は表示されません。なお、バックアップデータを取得した場合は、登録した個人番号を含んだデータが取得されます。

■ マイナンバー関連申告帳票の印刷対応について（マイナンバーパスワード設定時）

マイナンバーパスワードが設定された状態で、マイナンバー関連帳票の印刷を行うと、「個人番号の印刷」画面が表示されます。

<個人番号の印刷画面> ※イメージ図

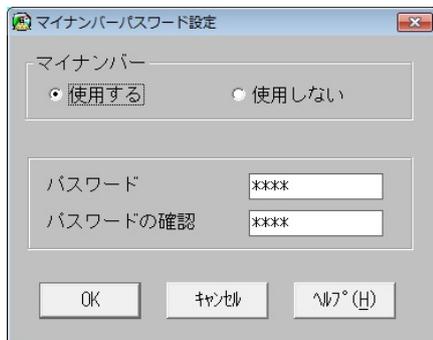


個人番号の印刷	個人番号欄の印字
印刷する	個人番号・法人番号が印字されます。
印刷しない (空白)	個人番号は空白で印字されます。
マスク印刷する (*****を印字)	個人番号はマスク印刷されます。

■ マイナンバーパスワードの設定

マイナンバーを使用するには、マイナンバーパスワードの設定が必要になります。マイナンバーパスワードの設定画面は、案件選択後、メニューバーの [ファイル] → [マイナンバーパスワード設定] より開くことができます。案件ごとにマイナンバーパスワードの設定を行います。

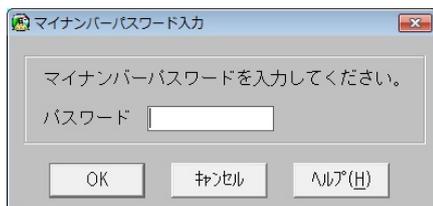
<マイナンバーパスワード設定画面> ※イメージ図



■ マイナンバーパスワードの入力

マイナンバーパスワードを設定すると、マイナンバーを扱う処理（設定／表示／印刷）を実行するときにマイナンバーパスワード入力を求める画面が表示されます。マイナンバーパスワードを入力した場合のみ、個人番号の入力・表示・印刷が可能になります。

<マイナンバーパスワード入力画面> ※イメージ図



4. バージョンアップ後の確認事項

4-1. データ変換処理

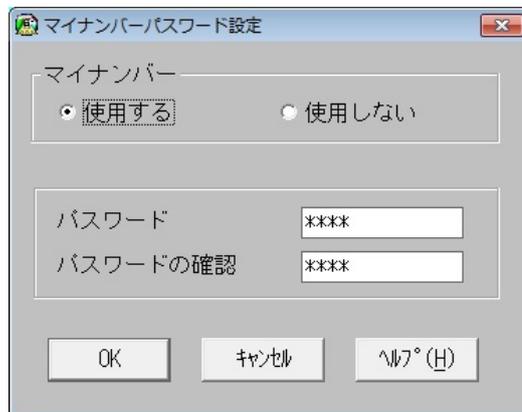
「相続・贈与税顧問 H27 年」(Ver.H27.3) を起動すると、旧バージョン (Ver.H27.1/H27.2) や財産評価顧問 H27 年で作成した案件データを Ver.H27.3 のデータに、一括で変換する処理が行われます。

※システム起動時に全案件一括で変換処理を行うため、バージョンアップ後、最初にシステムを起動したときには、若干時間がかかる場合があります。

4-2. マイナンバーを使用するにあたって

マイナンバーを使用するには、マイナンバーパスワードの設定が必要になります。マイナンバーパスワード設定画面は、案件選択後、メニューバーの [ファイル] → [マイナンバーパスワード設定] より開くことができます。案件ごとにマイナンバーパスワードを設定します。

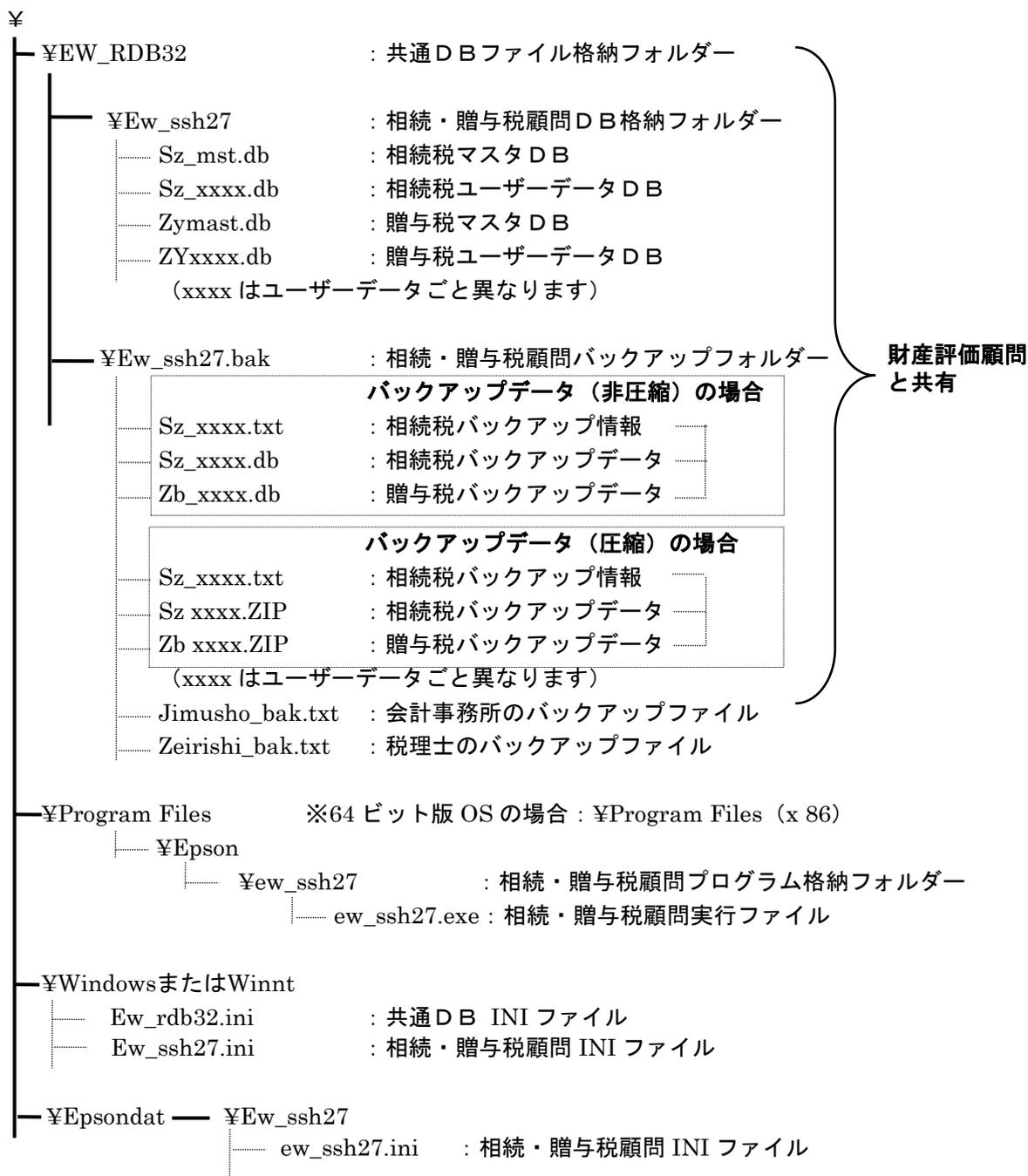
<マイナンバーパスワード設定画面>※イメージ図



5. フォルダの構成

Ver.H27.30 プログラムのフォルダは次のとおりです。

Ver.H27.1、H27.2 のプログラムフォルダと同じフォルダに登録されます。



以上、よろしくお願ひします。